

令和3年度三重県介護予防市町支援委員会 議事概要

令和4年3月1日(火) 13:30~14:45

Web会議システム(ZOOM)によるオンライン開催

1 議事内容

- (1) 令和3年度介護予防に係る市町の事業実施状況等について
- (2) 保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者努力支援交付金(県分および市町分)の状況について

2 出席状況 12名/12名

3 質問・意見等

<令和3年度介護予防に係る市町の事業実施状況等について>

委員：資料1-2の4ページ、調整済み要介護認定率の増加率の比較(令和2年度と平成29年度)について。高齢化が進んでいるため、令和2年度の方が高くなると思うが、令和2年度の方が低い保険者もある。低くなった保険者の理由を把握していれば教えてほしい。

事務局：理由は把握していない。調整済み要介護認定率は、保険者内の被保険者の性別・年齢構成が全国平均と同じものとして補正した数値。保険者内の年齢構成の変化など、様々な要素がありうるが特定はできない。

委員：そもそも要介護認定率は上がるほうが良いのでしょうか、下がるほうが良いのでしょうか。あるいはそのように考えることに意味がないのでしょうか。

事務局：認定率が高い、あるいは低いことをもって、良い、悪いの判断をするものではないと考えている。自治体内で認定率が高くなった、低くなったという認定率の変化の状況を把握することは重要と考えている。

委員：認定率や受給率が上がるということは、住民にとって有益な認定の上昇、受給の上昇なのかという問題がある。内容を扱うことは難しいことだが、各市町全体で言えることだが、スケールメリットの大小の差や、人員が少なく手を付けられないこともあると思うが、そのアンバランスに対する支援の仕方で意識していることは何かあるのか。

事務局：核心をついたご指摘だと思う。受給者ご本人の側の立場に立たないといけない点もあると思う。必要な人に必要な認定があるべきで、しかるべき人にサービスを受けていただかないといけないということが基本になる。一方で、ご本人の健康状態を維持して要介護状態にならないというものの大切な点。認定率は県や市町が考える際の一定の基礎資料にはな

と思う。市町への支援については、すぐには申し上げられないが課題と考えている。

委員：資料1-1の4～5ページ。地域ケア会議や集いの場に専門職がここ数年、出席いただける機会が増えてありがたい。地域ケア会議にご出席いただく専門職の方々は、自立支援型地域ケア会議、地域資源を開発するような地域ケア会議への参加のどちらか。

事務局：概ね自立支援型の地域ケア会議に参加いただいている。一方で、市町によっては「自立支援型」と名を打たずに、従来の地域ケア会議の中で介護予防を進める体制を整える市町もあるので、一概に自立支援型に統一しているわけではない。

委員：リハビリテーションがこれからどんどん重要になるかと思うが、資料は県全体の数字で地域格差が反映されていない数字。以前から言われていることだが、病院がたくさんあり所属する専門職が多い地域は手厚くできるが、そうでない地域はできない。これをどのように均一化していくか、遠い地域にも派遣していくかということは、行政とリハビリテーション情報センターが前向きに取り組まないと。三重県のような人的資源の少ないところでは、都市集中型で終わってしまう。

委員：リハビリテーション情報センターを運営しているが、正直なところ地域差はある。毎年、介護予防の推進と地域ケア会議推進の人材育成の研修をしているが、人数的に頭打ちの部分がある。今年度も34名が研修を受講したが、コロナ禍の影響で病院・施設の許可が出ずに派遣に応じられないため、登録数が伸びないという現状がある。また、登録している専門職は北勢地域の方が多く、東紀州地域はそもそものリハビリテーション専門職の数も少なく、登録者数が伸びていない。この部分は今後検討していきたい。

<保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者努力支援交付金(県分および市町分)の状況について>

委員：今回は結果を報告しているのですよね。評価の細かな内容については、把握できていないが、今の説明を聞く限りでは、市町の規模によって得点へ影響することが少なくなるように、どのステップにいるかを評価しているという話だが、逆に言うと、市町の答え方によって幅がありそうな気がするが、大丈夫なのか。市町がこれだけ大量の報告をしてきて、県が決して多くない人員で評価が正しいかどうかを確認して、点数を報告するという作業に対応できるか心配。自己評価の厳しさには自治体間に差があるという心配をしてしまうが、確認作業をできていかがか。

事務局：委員ご指摘のところは、全国的にも問題になっている。説明は省略しましたが、資料2の5ページにあるように、自己評価のばらつきをおさえ

るために、評価目的やQ & A集が整理され、提供されている。また、提出した評価指標について、厚労省から疑義照会があり、国の基準に即した回答になっているかの再確認もされている。市町が回答の作成に費やせる時間、県が確認できる時間が限られており、大変な面が大きいがなんとか頑張っている。

委員：ご苦労様です。報告内容について評価のしようがないというか、考えるのが難しすぎる。国の考え方はあまりにもロジックに偏りすぎて、細かすぎて、県担当課のスタッフ全員でかからないといけない業務量になってしまうと思う。また、規模の小さい市町だと1～2人でこれだけの答えを客観的な評価で出すという作業ができるとは、とても思えない。もう少し良い方法がないかと思う。

以上